府令

○**内閣府令第五十九号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、及び貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五十二第四項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、「規定する本人確認情報」の下に「のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のもの」を加え、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

規則

○**原子力規制委員会規則第七号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月五日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第三十七条中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。